

## 千早赤阪村立学校における学校感染症の取り扱いについて(令和7年4月～)

集団生活を行う学校では、感染症の拡大を最小限に抑えるため、次に挙げる疾病を学校感染症として定めています。医師から学校感染症と診断された場合、「出席停止」となり、その期間中は欠席になりません。必ず医師の指示を受け、出席停止期間を守っていただくようお願いします。

また、下表のうち、意見書の提出が「要」となっている感染症により登校できない場合には、医療機関から発行される「治癒証明書(意見書)」を学校までご提出ください。

感染症名	登校できない期間の基準	意見書の提出
百日咳	特有の咳が消失するまで または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで	要
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
風しん(三日はしか)	発しんがなくなるまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する(かさぶたになる)まで	
咽頭結膜熱	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消退した後2日を経過するまで	
結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎		
コレラ		
細菌性赤痢		
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157等)		
腸チフス・パラチフス		
流行性角結膜炎 (はやり目)		
急性出血性結膜炎	不要	
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	

※下記の感染症について出席停止となるのは、学校で通常見られないような重大な流行が起きたとき、校長が学校医の意見を聞き、その感染拡大を防ぐため、必要があるときに限ります。原則欠席扱いとなるため、意見書の提出は不要です。

溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以上経過すれば、登校可能	不要 ※原則 欠席扱い
マイコプラズマ感染症	著しい発熱や咳がなく、全身状態がよければ登校可能	
手足口病	著しい発熱がなく、摂食ができ、全身状態がよければ登校可能	
ヘルパンギーナ		
伝染性紅斑(りんご病)	発しんのみで、全身状態がよければ登校可能	
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等)	下痢、嘔吐症状から回復した後、全身状態がよければ登校可能	